

原発訴訟をめぐる法律上の論点

一 はじめに

1978.7.1 (No.668)

原子力は人類にバラ色の未来を約束する夢のエネルギーか、その平和的利用は知識と交換に魂を売る「ファウスト的取引き」(1)であるか。原子力の平和的利用は、科学者間で評価が分かれ、深刻な対立を生む問題も稀である。石油に代わる役割を原子力に期待し、着々原子力発電所の建設を進めている先進諸国では、こうした事情を反映して、原子力発電所の建設・操業の阻止を求める訴訟が多数提起され、原子力発電所の安全性が法廷で争われるに至っている。

我が国でも原子力発電所の建設・操業は周辺住民の不安を呼び、すでにいくつか訴訟が提起されているが、本件伊方原発訴訟では、国が当初は原発の安全性について正面から受け立ち、三六回の口

頭弁論を通じて多くの科学者証人が原発の安全性と原子力行政について本格的な科学論争を開いたため、その帰趨は各方面の注目するところであった。

去る四月二五日言い渡された松山地裁

判決は結論として被告の主張を認めて原

(1) アレン・マ・クネーゼ「ファウスト的取引き」公害研究四巻一号(一九七四)。

二 原告適格

告の請求棄却したが、こうした実体審理をふまえた結果、判決前一部で懸念された訴え却下に逃げこむことなく、正面から原子炉の安全性という難解な科学技術論争にとり組んだ。裁判所の苦労と努力には心から敬服するものである。

この原発訴訟は、科学裁判と称されるようだ。原子炉の安全性にかんする科学技術上の問題を多数提起したが、それと同時に、科学裁判のあり方とか原子力安全審査のあり方など法律上も難しい問題が存在することを示した。

本稿はこの判決中法律上の諸問題について若干の検討を試みるものである。

阿部泰隆

して本案審理を阻止しようとしている。本案においては被告は当初は原子炉の安全性を中心とする、内閣総理大臣の許可の適法性にかんして本案の主張立証をしていたが、訴訟の最終段階になつて、昭和五二年五月二六日付準備書面(1)で原告適格を否定する本案前の主張を提出了。

(2) 原告適格の範囲は、この点にかんする最もすぐれた研究者の一人である原田尚彦氏(2)によると、取消訴訟の目的・機能の見方に左右されるもので、権利享受復讐説、法律上保護されている利益救済説、保護に値する利益救済説、処分の適法性保障説の四説があるが、法律上保護されている利益救済説が通説とされており、そして、本件原子炉設置許可処分取消訴訟におけるように、許認可処分等名冤人に利益を与えると同時に第三者に不利益を与えるいわゆる複効的行政行為について第三者がその取消しを求める原告適格を有するかどうかは、この通説によると、当該実定法規の趣旨目的の解釈によることになる。実定法規が第三者の利益を保護する趣旨であれば原告

政訴訟である。取消訴訟においては、行政処分の違法性にかんする審理にたまゝに、原告が「処分の取消しを求めるまことに、原告が「処分の取消しをその周辺住民が求める行為」を有するかどうかといふ法律上の利益」を有するかどうかといふ問題が提起された。原告適格を否定されざるなければ第三者のうける利益はいわゆる反射的利益にすぎないとして原告適格は否定される(3)。

本判決はこの通説の立場によりつ原発訴訟が係属している水戸地裁と福島地裁においては、被告は訴訟の冒頭から原告適格を否定する本件前の抗弁を提出し、公共の安全を図ると同時に、周辺住

民の権利利益を保護する趣旨と解し、事故等があれば被害をうける立場にある原告らの原告適格を認めた。

にかかる規定としてたんに「災害の防止」止」(二四条一項四号)のみを定めていた。従来、こういう規定は往々にして一般抽象的な公益を保護するにすぎず、周辺住民の生命・健康の保護を目的としたことの反射的利益論が展開されやすかつたことに鑑みると、この判決が右規定の解釈として周辺住民の保護を導き出したのは注目してよい。

しかし、この判決が原告適格を肯定するため、右規定のはか、同法附屬法規や安全設計審査基準、原子炉立地審査基準、気象手引などをわざわざも出して、告適格が否定されることになりかねないという疑問があると思われる。のみならず、筆者は、かりに原子炉等規制法に安全性の確保にかんする規定が全くないと仮定した場合でも、国民の生命・健康は憲法の保護するところである。

から、原子炉の危険にさらされうる者は、通説であるとされる法律の保護する利益説によつても、原告適格を有することになると考える(5)。そうとすれば、国民の生命・健康の安全を実定法が保護しているかどうかを法文の文言をあれこれせんざくして決めるのは無意味であろう（もちろん、裁判官が現行法に根拠を見出すのを非難するつもりはない）。

なお、法律関係の明確化のためには、原子炉等規制法がたんに「災害を防止して公共の安全を図る」（一条）とだけ定めているのはいかにも不十分で、立法論としては、西ドイツの原子力法（核エネルギーの平和利用およびその危険防止にかんする法律）一条のよう、「核エネルギーと放射線の有害な影響の危険にたいし生命、健康、財貨を保護する」と正面からうたうべきであろう。この規定をもつ西ドイツにおいて近隣住民の原告適格が認められている(6)のは当然である。

(3) つぎに、被告は、原子炉の平常運転時における微量放射線の被ばくによる人身の損傷や、原子炉の炉心溶融を引き起こすような原子炉事故は、いずれも発生することがあり得ないところであるから、原告らの主張は論理的、経験的な根拠を欠き、具体性のない仮定的なものである旨主張したが、裁判所は事故の蓋然性が明らかに否定されないことを理由に

この主張を排斥した。

思うに、原子炉の安全性は本来本案の問題であるから、原告の主張がよほど仮定的で具体性に乏しくないかぎりは原告の適格自体は認められるべきであろう。そして、原子炉の安全性について科学者間でこれだけ見解が分かれている今日、原子炉の危険性を説く原告の主張は、原子炉の安全を信ずる者にとっては仮定的で具体性に乏しいとしても、第三者にとっては一応審理を要する具体的な主張といえよう。のみならず、筆者がちにべるようすに、原子炉の安全性について被告に立証責任があるとすれば、なおさら、原告の主張の不十分さを理由に原告適格を否定することはできない。

(4) 被告は原子炉の設置許可処分と原子炉の運転の間には各種の認可、検査等が介在するから、原子炉の運転によつて被害が発生してもそれは許可の効果とは関係がない旨主張したが、裁判所は、原告の主張は、許可にさいしなされ原子炉の安全審査に過誤、欠落があることから原告らが被害を受けたという趣旨であるから、原告ら主張の被害は本件許可によるものではないとはいえないとして右被告の主張を排斥した。係争中原子炉の建設がすすみ、右原子炉設置許可処分と原告の運転の間に介在する各種行政処分にたいする取消訴訟の出訴期間も徒過した今日、右被告の主張がなりたつとす

お、西ドイツの原発訴訟でも被告主張の
ような考え方方が提起されているが、原
子炉の運転段階ではじめて争わせると既
成事実の発生のため有効な権利救済が阻
害されるとして早期救済の必要からこう
した考え方は採用されていない(7)。

(5) 告は原告の救済方法として四国
電力にたいする妨害予防の訴など民事訴
訟があることを理由に本件許可処分の取
消しを求める利益はないと主張したが排
斥された。確かに、許認可等に基づく私
人の行為を阻止するために当該私人の行
為の差止訴訟と許認可等の取消訴訟等の
二つの訴訟を併用できるか、民事訴訟を
原則とし抗告訴訟を補充的なものとみる
かについては問題がないではない。しかし
し、抗告訴訟と民事訴訟はそれぞれ要
件・効果・手続等を異にし、利害得失が
異なる。とくに、行政の判断過程
や手続の統制は、本件ではのちにみると
うに重要であるが、行政訴訟にじむも
ので、民事訴訟においても有効に用いら
れるかどうかには疑問がある。したがつ
て、要件をみたすかぎりいずれの訴えも
許容すべきで、民事訴訟が許されるから
といって抗告訴訟を許さないことは、原
告の本来有する裁判を受ける権利を侵害
することにならう(8)。

1978.7.1 (No.668)

- (1) 下。福島地裁係属事件については、訟務月報二巻一号二二六三頁以下。
- (2) 原田・訴えの利益(昭四八)四頁以下。
- (3) ジョース訴訟最三小判昭五三・三・一四判例時報八〇号三頁がその最近の例である。
- (4) 投稿「行政の危険防止責任(一)」判例評論二二二号二二二頁(昭五三・六・一)。
- (5) いの伊方原発訴訟にかかる文書提出命令を認めた高松高裁昭和五〇年七月一七日決定(行裁令集二六卷七・八号八九三頁)はこの趣旨である。
- (6) J. Schwarze, Rechtsfragen bei der Errichtung von Kernkraftwerken, DÖV, 1973, 701.
- (7) Schwarze, a. a. O., DÖV, 1973, 703; VG Schleswig, Beschl. v. 9. 2. 1977, NJW 1977, 644=DVBZ, 1977, 359(トム一トムルフ事件停止回復一審決定)。
- (8) 筆者発言「座談会行政訴訟の現代的課題と展望」(判例タイムズ別冊2号五四頁)。Vgl. B. Bender-R. Dohle, Nachbarschutz im Zivil- und Verwaltungsrecht, 1972, S. 9ff.

III 原子炉の安全性にかかる

司法審査のあり方

- (1) 原子炉の安全性いかんは第一流の専門家の間でも見解の分かれる高度の専門技術的問題である。そこで、これを肯定する行政の判断にたいして法律の専門家にすぎない裁判所は審理することができるのであろうか。できるとしてもその方

- 法と範囲いかん。これは広く行政と司法の機能分担のあり方、司法権と行政権の職責、国民の権利救済の必要性など、種類の事情の総合判断のもとに決せらるべき問題である。この問題は環境訴訟などにおいて原告適格が拡大され、裁判所が開発が環境かといった高度の政策的問題にかかる本案審理に直面するに及んで、諸外国でも緊急に解明を要する課題とされてきたようと思われる。

- (2) まず、通常の行政訴訟では、当該行政行為が行政庁の自由裁量を認めるものでないとき、行政行為の法規適合性については、裁判所は全面的に自らの目で審理し、その結果と行政の判断が一致すればこれを是認し、一致しなければ行政処分を取り消すといふ、「実体的判断代置方式」がとられている。これは裁判官の判断を最優先し、終局的なものとする審理方式である。

- 原子炉の安全性をめぐる訴訟においては災害の防止上支障があるかどうかという不確定概念の適用が問題となっているが、この訴訟においても、この審理方式がとられるべきであろうか。いわゆるような問題点がある。

- 第一に、原子炉訴訟の結果により大幅に左右されるエネルギー政策について、行政当局が国民に責任を負っているのであって、裁判所はこれに代って責任を負う立場にはない。
- 第二に、裁判所は科学者間で激しく争われる専門的な問題についての終局的なとは許されない建前である。
- 第三に、我が国の法制では、独禁法八〇条、電波法九九条のように行政審判制度において明文により実質的証拠法則が定められている場合には、行政の判断代置方式により審理している。しかしながら、これが正面から受けたまゝ、実体的安全性が争われて裁判所がこれを正面から受けたまゝ、実体的安全性も専門的評価は含むにせよ、裁判所ではないといわれるのはこの意味で正しい。なお、西ドイツの原発訴訟では加工水型原子炉の破裂にたいする防護措置(Berstsicherung)の安全性が争われて裁判所がこれを正面から受けたまゝ、実体的安全性が争われて裁判所がこれを正面から受けたまゝ、実体的安全性も専門的評価は含むにせよ、裁判所ではないといえず、事実問題と考えられることになる。

- 第四に、わが国では行政手続が不備であるから、司法審査の範囲を制限することは、のちにみるように、手続的審査を充実しても、行政のズサンな判断を看過ぬ今日、そのどちらの立場の者がたまたま担当裁判官になるかという偶然の事情で勝負がつきかねないこうした司法審査方式は適切ではないと思われる。
- 結局、原子炉の安全性という高度の科学技術上の問題について行政当局が専門家を動員し、エネルギー政策をふまえてした決定について、通常の訴訟におけるように実体的判断代置方式をとることは妥当ではない。
- (3)しかし、他方、国民の生命・健康の保護は裁判所に課せられた重大な使命である。そこで、争われている問題が高度の科学技術論争にかかるからといつても、それは国民の生命・健康の安全について科学的な立証のあるままであるうとするところである。しかし、これを定めた国会は科学技術の専門家ではないし、また、原子力法制は原子力発電の現行法制を否定するものとの見方(?)もありうるところである。しかし、これに制定されたのであるから、これも原子力発電所の安全性をはじめから条件とし

ているものと解るべきである。したがって、右法制のもとにおいても、原子力発電を開始しようとしてその安全審査をしたところ、その安全性が立証されない場合には、原子力の平和利用にすべてストップがかかったとしても、国会の方針に反するものと考えるべきではないと思われる。

(4) 原子力発電の安全性にかんする実体審査についてこれを抑制しようとすると(2)の要請と、これを正面から認めようとすると(3)の要請とは矛盾する。この矛盾を解消することができるとは立法者をおいてないが、解釈論としても、この二つの要請をできるだけ満足させる司法審査方式が必要である。それは実体的判断代置方式でも被告に大幅な裁量を認めるのでない第三的方式である。

この点については、まず第一に、環境行政訴訟における本案審理のあり方をつ

誠実に答える態度を示さないときは処分を取り消すべきであるが、行政側が科学的データを示して説明した場合には、トップがかかるたとしても、国会の方針に反するものと考えるべきではないと思われる。

本判決は「原子炉設置許可処分は、周辺住民との関係においても、その安全性の判断に特に高度の科学的、専門的知識を要」と、「高度の政策的判断に密接に関連する」から被告の裁量処分である、としたうえ、被告が該当原子炉の安全審査資料をすべて保有し専門家を擁しているのに原告はそのような立場にないこと

あるとした。

この判決は、さらに、科学技術上の問題

と、これで、筆者の考えに

あるからその立証責任は原告が負うべき

よう。

まず第一に、この判決は、被告の裁量

を認めながら相当性の立証を被告に課し

ていい。一般に裁量濫用は原則の例外で

あるからその立証責任は原告が負うべき

よう。

なお、右の原田説のよう、原告が裁

量濫用の疑いを疎明したら被告が裁量権

行使の合理性を証明しなければならない

とする考え方方はフランスやイギリスの行

政判例でも認められている。

しかしながら、被告の判断に裁量を認

めてこの判決の考え方(9)は、裁量権行

使の相当性について被告に立証責任を課

するにしても、(3)の権利救済の要請にた

いて十分な配慮を欠くべきらしいがあるよ

うに思われる。すなわち、本判決にみる

ように、専門技術的事項にかかる判断の

相当性を説明することは専門家である行

政当局にとってきわめて容易であるのに

たいして、水かけ論に近い科学上の争い

について被告の判断に与えられた相当で

あるとの評価をくつがえすことは誰にと

つても困難である。そうすると、本件判

題についてかくも明快な判断を下し得たことには驚くべきもあるが、これは原子炉

の安全性について被告の判断に相当性を認め、原告の主張によってこれがくつがえらないかぎり、原子炉の安全性を確認するという右の審理方法によるものと解される。したがって、この判決は原子炉の安全性という科学論争について自ら積み重ねたものではもちろん、原子炉の安全性が証明されたと認められるかぎり、行政判断を支持すべきである。

本判決と私見とが完全に一致するかどうかは筆者にも目下不明であるが、両者が相違とされたものにすぎない。

この判決の考え方方は、右の原田説にかなり近いようであり、したがって原田氏の支持されるところとなっている。

(5) つぎに、この考え方を検討してみよう。

まず第一に、この判決は、被告の裁量

を認めながら相当性の立証を被告に課し

ていい。一般に裁量濫用は原則の例外で

あるからその立証責任は原告が負うべき

理由を説明し、裁量濫用にあたらないことを立証する責任があると考える。

本判決と私見とが完全に一致するかどうかは筆者にも目下不明であるが、両者が相違とされたものにすぎない。

この判決の考え方方は、右の原田説にかなり近いようであり、したがって原田氏の支持されるところとなっている。

なお、右の原田説のよう、原告が裁量権

行使の合理性を証明しなければならない

とする考え方方はフランスやイギリスの行政判例でも認められている。

しかしながら、被告の判断に裁量を認めることのこの判決の考え方(9)は、裁量権

行使の相当性について被告に立証責任を課

するにしても、(3)の権利救済の要請にた

いて十分な配慮を欠くべきらしいがあるよ

うに思われる。すなわち、本判決にみる

ように、専門技術的事項にかかる判断の

相当性を説明することは専門家である行

政当局にとってきわめて容易であるのに

たいして、水かけ論に近い科学上の争い

について被告の判断に与えられた相当で

あるとの評価をくつがえすことは誰にと

つても困難である。そうすると、本件判

リスト

1978.7.1 (No.668)

決の審査方法は行政判断追随主義に陥る危険がある。原告の主張を十分な理由もつけずに排斥しているところの多い本判決を読むにつけこうした印象を禁じえない。

(6) そうすると、科学上の争いを裁判所が終局的に裁定することとなる結果を回避しつつも、行政判断追随主義に陥ることなく、国民の権利救済の要請に応えるために、右の手続的審理方式ないしは本判例の考え方を、審理の範囲を強化する方向でおしすすめることはできないかどうかが問題となると思われる。これは極めて難しい問題で筆者も目下熟した考え方を有するに至らないが、一応つきのような方向が考えられる。すなわち、原子炉の安全性は国民の生命・健康にかかる事項であり、法律上も抽象的ではあるにせよ「災害の防止上支障がない」という明文の規定がおかれていたのであるから、この概念の適用については本來の意味での裁量は認められない。前述した原田氏の手続的審査方式は行政に裁量が存する場合にのみ適用されるもので、この場合には適用されない。そうすると、行政行為の適法性の立証責任は被告にあるとする実務上一般に採用されている見解によれば、被告は原子炉の安全性を自ら積極的に立証しなければならず、たんに裁量権行使の相当性を立証しただけでは足りない。原告は原子炉の安

全性にたいする疑惑や不安を提出すればよく、被告はこれらの疑惑を解消するに足るだけの証拠や説明を提出しなければならない。ただ、裁判所は原子炉の安全性を自らの目で終局的に判定する立場はないので、この場合に、中立的な第三者の立場で、果して被告の説明で疑惑が解消されたといえるかどうかを審理すべきことになる。そして、両当事者の主張のいずれにも理由があり、いずれが正しいか判定困難な場合には、西ドイツの判断余地(Beurteilungsspielraum) 説的な考え方で、被告の主張を採用することにする。この考え方では、被告が原子炉の安全性について相当性の説明をすれば逆に原告がそれをくづがえさなければならぬとする本判決の考え方とはかなり異なるとする。この点については目下学問的に未解明であるから、右の原田説とはそれでも、審理の仕方次第では、(2)で指摘するような、裁判所が科学上の争いを裁定する結果は回避できるのではないか。この考え方をとっても、本件の結論を左右するもののかどうか、また、本判決の考え方と結果においてどれほど異なるかは明らかではない。しかし、少なくとも、原子炉の安全性について種々提起されている疑問はかなり解明されるのではないかと期待する。

(7) 原子炉の安全性にかんする司法審査方式をどのように考えるにせよ、安全性にかんする客観的基準ないし国民的

ンセンサスが必要である。たびたび引用する原田論文(10)によると、開発と環境

ないし原子力発電所周辺の立地規制によって対処さるべきであろう。

(8) 原子炉の安全審査にかんする現行の衝突は結局妥協と選択の問題に帰着す

るから、発電所の操業に伴う環境上の影響が地域住民にとり受容限度以下になる

法の解釈としては一応右の説がなりたつとしても、(2)と(3)で提起した問題を十分

より設計されているときは発電所の設置許可是「災害の防止上支障がない」ものとして適法であり、この受容限度の判定

基準としては環境基準ないし国際放射線防護委員会の定める許容被曝曝露量が一応の目やすと考えるべきであるとそれでいい

る。

本件訴訟では微量放射線の影響について争われた。この点については目下学問

とは許されないとする見解もある。

確かに、「しきい値」は不存在である反対に、安全性が科学的に明確されるま

ではどんな微量でも放射線を放出するこ

とて争われた。この点については目下学問

とは許されないとする見解もある。

確かに、「しきい値」は不存在である

として放射線障害に対する予防措置を講ずることは望ましいことではある。しか

し、「人類に障害を与えることが判明し

ていても、本件の結論を

しては、「しきい値」は存在しない

とした原田氏の手続的審査方式は行政に裁

量の範囲で、一般人に対する許容被

ばく線量を定めることは」本判決のいう

ように、裁判所としては直ちに違法と

された。オッサンブルー(S. 4)は裏本

的な全面審査方式はつまのように不都合をもたらすとしてこれを消極的に評価している。すなわち、エネルギー政策の阻害につ

らなる発電所の設置・操業の遅延、エネル

ギー技術を勉強し責任をもって決定しなけ

ればならぬ裁判官の過大な負担、他の事件

の処理および他の市民の権利救済の遅延、

限られた専門家をくりかえし勤務しなけれ

ばならぬこと、企業にとっても一企業の負

担にたえない程の投資の無駄を生ずるこ

と。しかし、これらは実体的判断代替方式にたいする立法論ないし政策論的批判の根拠ではありえても、直ちに解釈論的批判の根拠にはならないようと思われる。

(4) 稲葉秀三氏は、「原子力発電の危険を指摘する見解が正しいとするなら、「いつたい日本がはじめから原子力の平和利用を進めたこと自体が間違いだということになるはずです。しかし原子力の平和利用をしよう、発電をしようという方向は国会でも各党も了承され一五年も前から進められているのではないか」と発言している。座談会「原発力発電と公害」公害研究四巻一号(一九七四年三月)。なお、原田氏は「原発は危険で人類と共に存できな

い」という原告の主張を現行の原子力法制の建前を否定する思想と捉え、法の番人である裁判官にこうした思想の採用をせざることはほどない無理な相談であった。原発の危険性がだれの目にも疑いをさはざむ余地のないほど明白に示され、その違憲が立証されないかぎり、裁判官がこうした主張を採用しなかつたのは当然であるとされる。同「未来裁判」――限界と可能性――伊方原発判決の意義」(朝日ジャーナル二〇巻二号、昭五三・五・二六)八五頁。

(5) 原田「環境行政訴訟の問題点」判例タイムズ三八号一二頁、同・環境権と裁判(昭五二)一五〇頁。

(6) 前注(4)八四頁。

(7) 兼子仁・行政争訟法(昭四八)二四九頁、村上博巳・証明責任の研究(昭五〇)三三四頁、市原昌三郎「取消訴訟における立証責任」実務民事訴訟講座八巻(昭四五)二三七頁、南博方編・注釈行政事件訴訟法(昭四七)八三頁。

(8) ショーリスト・フランス判例百選一公法(一四頁(抽籤)、同英米判例百選一公法(一

九七八)三一頁(真砂泰輔執筆)。拙著・フランス行政訴訟論(昭四六)一四二頁。

(9) 行政手続技術的裁量を認める判例として、温泉法上の温泉掘さくの許可につき、最判昭三三・七・一(民集一二巻一一号一六一二頁)、医薬品の製造承認・許可につき、金沢地判昭五三・三・一(判例時報八七九号二六頁)。学説として、田中二郎・行政法総論二八九頁、荒秀「薬事法の問題点」(昭五四七号三四~五頁)、金子芳雄「北陸スモン訴訟における国

の責任の問題点」判例時報八七九号一三頁。これに反対する者として、森島昭夫「北陸スモン訴訟判決とその問題点」判例時報八七九号五頁。

(10) 前注(5)論文二三頁。同著一五二頁。

(11) なお、前注(3)のオッセンビュール論文(S. 9)が立法論として、原子炉安全委員会のような組織に法律の専門家を入れて審査させ、裁判所は高裁を一審として手続および明白な事実考慮外におかれただかどかのみを審理すべきであるとしているのは同様の志向であろう。

四 原子炉設置許可手続と判断過程の統制

(1) 本判決のいうように、原子炉の安全性について裁判所が正面から実体的判断代替方式をとることができないとする

ことは、司法審査の実効性を確保するために、行政の判断過程が合理的であるかどうかをコントロールすることが非必要である。これは法律に定められている手

続の遵守に限らず、広く行政の判断形成過程が正常であるかどうかを問題とするものであるので、こうした統制方法は行

政の裁量を侵害するとの反論も予想されるところであるが、これは行政の裁量を

く、中立的な第三者としての立場からみて筋が通っているかどうかを審理するだけであるから、司法権としての限界を逸脱していないと考える(1)。

(2) 原告らは、たとえば、委員に欠席、代理が多く、議事録がないので何を

審理したかわからぬまま結論が出され

ているなど、本件安全審査のズサンさを

うかがわせる事情を多く主張した。これ

にたいし、裁判所は、代理出席のあった

ことが最終決議を違法とするものとは即

断し難いとか、出席者の多寡は直ちに

調査審議のすさんさを示すものとはみら

れないとか、代理出席者の決議参加は決

議を違法とするものではないとか、原子

力委員会が本件原子炉の設置許可基準適合性の意見答申をなすことについて強い

先入観をもっていたとは即断できず、云々と、原告の主張をそれぞれ各個撃破している。しかも、右のように、たんに即断できないというだけで原告の主張を排斥するのは原告に立証責任を負わせる

ことを前提としているよう思われる。

しかしながら、すでに述べたように、

裁判権行使の合理性について被告に立証

責任ありと考へるならば、被告のとった手続の適法性はもちろん被告の立証責任に属する事項であり、右のように簡単

に、即断できないというだけで原告の主張を排斥できるだろうか。

つぎに、右の各自のズサンさばかりに

それ自体としては独立には許可の違法事由とはならないとしても、それが積み重ねれば、全体としてみれば、安全審査過程の正常性を疑わせることもあるのであ

る(2)。とくに、原子炉の安全審査は高度の専門技術的判断を要するから、形式的には内閣総理大臣の許可によるとはい

え、実質的には原子炉安全審査会が最終的判断としているものと考えられる。法

的にみても、内閣総理大臣は原子力委員会の見解を尊重しなければならない(原子力委員会設置法三条)から、それによ

り安全審査を委ねられた原子炉安全審査会の判断は内閣総理大臣の判断を左右す

るるものとされているのである。そうする

と、原子炉安全審査会、さらには伊方原

子力発電所の原子炉の安全審査を担当し

たその第八六部会は、行政当局が実質的

に責任と権限を有する事項についてたん

に広く意見を聞くための一般の諮詢機関

とは異なり、自ら責任をもって内容妥当

な判断ができるだけの、個人タクシー事

件の白石判決の言葉を借りれば、恣意独

断を疑われないだけの実体をそなえてい

ることが必要であると思われる。このよ

ジーリスト

うな実体をそなえるべき第八六部会ないし原子炉安全審査会の判断のプロセスに前記のこととき問題点がある場合、それは原子炉の安全性を保障するに足るだけの合理性、正常性があるのだろうか。大いに疑問の残るところであり、こういう角度からもつとつこんだ審理があつてもよかつたのではないかと思われる。

附言するに、多忙で高名な学者に低賃金のパートタイムで責任ある仕事をさせる日本の官僚機構に無理があるように思われる。今国会で成立した原子力安全委員会と原子力委員会の分離などの機構改革もないよりましてあるが、およそ十分とはいえない。

(3) つぎに、北陸スモン判決⁽³⁾によれば、医薬品の製造承認はその潜在的危険性のゆえに世界最高の学問水準に基づく審査が必要とされる。原子炉もその潜在的危険性において医薬品におとらないことは明白である。とするところ、原子炉の安全審査も世界最高の学問水準によるべきである。本件においてかかる角度から被告が安全審査をしたかどうかは慎重に吟味るべきであった。

(1) この判断過程の統制については、二注(8)座谈会一一頁以下。
(2) これまで一般に通用してきた「行政法の法理」は行政過程の最終段階のみ切りとつてながめるため、現実の行政過程は無視される。今日では全体としての行政過程のあり方が問題とさるべきである。遠

度からもつとつこんだ審理があつてもよかつたのではないかと思われる。

附言するに、多忙で高名な学者に低賃金のパートタイムで責任ある仕事をさせたが、裁判所は五年近く審理し原子力発電所がすでに運転を開始してから、本案判決と同時にこの申請を却下した。確かに、本件のとき難事件では執行停止の裁判にも特段の慎重さが必要であることは否定しえないが、他方、これでは不可逆的な既成事実の発生を事前に阻止するための暫定的救済制度の意味が大幅に減殺される。もちろん、裁判所が執行停止の申請に直ちに応答しなかったのは当事者の主張立証の重点の置き方と本案にかんする裁判所の心証にもよることで、外部から軽々に批判することはできないが、本件の場合設置許可そのものの効力停止はともかくとして、そのあとに続く運転の差し止め程度は考えられるであろう。制度としては、とにかく一寸待て、という程度の執行停止制度を創設することが必要である(9)。ちなみに西ドイツ行政裁判所法八〇条七項は、緊急の場合は、裁判長がぎりで、執行停止の決定をする制度を置いている。

(1) 詳しくは、拙稿「抗告訴訟における仮処置制度の問題点」[判例評論]六二号(昭和五十二年三月)、八七九号(二六頁)。

藤博也・行政法II(各論)(昭五二)四二
頁参照。

(3) 金沢地判昭五三・三・一判例時報
八七九号二六頁。

五 執行停止

号(昭和六七〇年)一一六頁。

六 その他

いて周辺住民との関係で消極的に是認したにすぎないのである。

そうだとすると、今日必要なことは、適切な範囲で克服することを解釈上立法

形廃棄物の最終処分方法の審査の欠如を違法と指摘しながら、処分の違法とは結びつけず、又は原告らの主張しる法律上の利益の範囲に入らない(行訴法一〇条一項)としてこれを排斥した。廃炉の処理や温排水の影響が審査の対象外とされたのも現行法上適法とされた。その詳細は紙幅の関係で省略する。

この後者についてみると、筆者は目下のところ、原発推進、原発反対のいずれの立場にも立つものではなく、両者の見解を虚心胆懐に聞く立場にあるが、原発の必要性と安全性にたいする疑問は解消されることがないまま、原発推進という政治的決定がなりふりかまわらず薦進して

いるという印象を完全に否定することができない。政府・産業界も根本に立ち返って、納得のいく説明をすることを期待する。これで納得いく説明が得られるとすれば、それこそ举国一致して原子力の平和利用に協力すべきであろう。

(あべ・やすたかー神戸大学教授)

本判决は原子力の平和利用の一形態にすぎない原子炉設置の許可にたいする取扱いと、原発設置許可そのものの効力停止はともかくとして、そのあとに続く

運転の差し止め程度は考えられるであ

るし、制度としては、とにかく一寸待て、という程度の執行停止制度を創設することが必要である(9)。ちなみに西ドイツ行政裁判所法八〇条七項は、緊急の場合は、裁判長がぎりで、執行停止の決定をする制度を置いている。

そこで、本判决は一部で受けとられたようだ。原子炉設置許可における審査範囲、自己の法律上の利益にかかる限りの主張の禁止などがこれである。

そこで、本判决は一部で受けとられたようだ。原子炉設置許可における審査範囲、自己の法律上の利益にかかる限りの主張の禁止などがこれである。